

第2次長泉町犯罪被害者等支援推進計画(案)

令和7年4月

長泉町

ちようせいが いちほんい

目 次

第1章 はじめに

- 1 犯罪被害者等が抱える様々な問題・・・・・・・・・・ 1
- 2 長泉町犯罪被害者等支援推進計画策定の経緯・・・・・・・・ 1
- 3 第1次推進計画における重点項目と成果・・・・・・・・ 1
- 4 第2次長泉町犯罪被害者等支援推進計画の策定・・・・・・・・ 3

第2章 第2次推進計画の策定方針及び計画期間

- 1 策定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 基本理念と取組の方向性

- 1 個人の尊厳を重んじた支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 十分な理解と配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 途切れない支援の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 連携による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 第2次推進計画の重点項目及び推進施策

- 1 第2次推進計画の重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 重点項目に対する推進施策
重点項目1（犯罪被害者等に対する各種情報の提供）・・・・ 5
重点項目2（精神的・経済的支援）・・・・・・・・・・・・ 9
重点項目3（関係機関相互の連携）・・・・・・・・・・・・ 15
重点項目4（理解の増進）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第5章 進行管理

- 1 長泉町犯罪被害者等支援推進委員会における情報共有と反映・・・・ 16
- 2 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第1章 はじめに

1 犯罪被害者等が抱える様々な問題

犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接の被害だけでなく、

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

など、「二次的被害」といわれる被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。

また、こうした甚大な苦しみから、犯罪被害者の中には周囲に支援を求める気力すら奪われる方もいます。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでには町、警察、民間支援団体などの関係機関・団体のほか、事業所、職場、家庭、地域、学校などの周囲の人々による支えが必要です。

2 長泉町犯罪被害者等支援推進計画策定の経緯

長泉町では、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、平成30年10月1日に「長泉町犯罪被害者等支援条例」（以下「町条例」という。）を施行しました。

この町条例には、犯罪被害者等の支援に関する目的、基本理念、町、町民及び事業者等の責務等を定めるとともに第6条（犯罪被害者等支援推進計画）において、施策を総合的に推進するための指針として、長泉町犯罪被害者等支援推進計画（以下「第1次推進計画」という。）を令和元年10月1日から令和7年3月31日の5年6か月の間の計画として策定しました。

3 第1次推進計画における重点項目と成果

（1）重点項目

犯罪被害者等が日常生活の中で楽しみや安らぎを感じ、人間らしい生活を取り戻すため、その置かれている個人的状況に配慮した対応を心がけるとともに、途切れない支援が可能になるよう次の4つの重点項目を示しました。

- ①犯罪被害者等に対する各種情報の提供
- ②精神的・経済的支援
- ③関係機関相互の連携
- ④理解の増進

(2)第1次推進計画での主な成果

重点項目	主な成果の内容
①犯罪被害者等に対する各種情報の提供	●総合案内窓口の設置 犯罪被害者支援を専門的に行う窓口を総合相談センター内に常設することにより犯罪被害者等が相談しやすく最小限度の労力でより多くの支援を受けることができるようになりました。 ●途切れない支援 犯罪被害者等は、平穏な日常生活を取り戻す過程で必要となる支援の内容が変化していきます。一通りの支援を実施したから終わるではなく、継続して行わなければならない支援及び新たに必要となった支援を見過ごすことなく定期的に犯罪被害者等と連絡を取り合い、途切れない支援を行いました。
②精神的・経済的支援	●犯罪被害者等への見舞金の給付 犯罪により重傷を負った犯罪被害者等に対して、見舞金申請書作成の補助を行い、早期に見舞金の給付を行うことができました。 ●DV被害者への支援 DV被害に関する相談や情報を関係機関と共有し、住民基本台帳の閲覧制限を実施しました。 ●町営住宅等への転居 転居を希望する犯罪被害者に対し、町営住宅等の情報提供を行うとともに入居申し込みにかかる各種申請書類の作成補助を行いました。 ●生活困窮者の自立支援 犯罪被害による生活困窮者に対して、生活保護の受給や生活福祉資金の貸付制度の適用、自立支援に向けた相談等の支援を行いました。

	●転入に伴う子どもの支援 こども医療費、予防接種、定期健診等に関する各種申請手続きの相談支援を行いました。
③関係機関相互の連携	犯罪被害者等の要望に適確に応えるために、それぞれの犯罪被害者等ごと、どのような支援ができるのか行政課が主体となり関係各課の担当者と協議し、支援できることについては各関係課により責任を持って実施に移しました。 また警察と連携を密にし、犯罪被害者等の心情に留意した親切な対応を行いました。
④理解の増進	●町民に向けた支援制度の広報啓発 町ホームページや広報ながいずみに支援制度についての情報を掲載したほか、犯罪被害者週間(11/25～12/1)には、警察と協力し啓発活動を実施しました。 ●研修会等への積極的な参加 積極的に犯罪被害者等支援に関する研修会に参加し、実際に被害に遭われた犯罪被害者等の講演を聞くことなどにより、一生消えることのない犯罪被害者等の苦しみを理解するとともに、犯罪被害者等の気持ちに寄り添う対応の重要性を認識することができました。

4 第2次長泉町犯罪被害者等支援推進計画の策定

このように第1次推進計画の下、長泉町における犯罪被害者等支援施策は着実に進展してきましたが、しかしながら犯罪被害者等が抱える問題が全て解決したわけではありません。

自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分行き届いていない犯罪被害者等も存在します。そして、社会に生きる我々も突然犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等になり得ます。

社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かで充実した支援が必要であり、関係機関がより一層、相互に連携を図りながら協力し、さらなる取り組みの強化を図る必要があります。

今般、第1次推進計画が令和6年度末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指し、第2次長泉町犯罪

被害者等支援推進計画（以下「第2次推進計画」という。）を策定することとします。

第2章 第2次推進計画の策定方針及び計画期間

1 策定方針

第1次推進計画に盛り込まれていた施策の中で、さらにその充実を図る必要があるものについては継続としました。それに加え、警察庁の調査により国民からの要望が顕著であった

○相談窓口や支援窓口の充実、広報啓発

○カウンセリング・心のケアの充実

○支援メニューの情報提供

○二次被害防止への教育や指導

について、これらの実現を図る施策を盛り込みました。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

また、随時施策の実施状況の確認、検証を行い、計画期間内においても必要に応じ、見直しを図ります。

第3章 基本理念と取組の方向性

第1次推進計画と同様、町条例第3条に掲げる基本理念を踏まえた以下の4つを第2次推進計画における施策を推進する上での基本理念とします。

1 個人の尊厳を重んじた支援

犯罪被害者等は、精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮等を抱えながら生活することになります。

犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、安らぎを感じて生活する権利を有しています。このため、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。

2 十分な理解と配慮

犯罪被害者等が犯罪被害によって受けた被害の程度や置かれている状況等はそれぞれ異なります。

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の事情を十分に理解した上で行う必要があります。個々の状況に配慮して適切な支援を行います。

3 途切れない支援の提供

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、支援内容が変化します。

犯罪被害を受けて間もない時期は、身体の安全や一時的な居住の場を確保する等、緊急的な支援が必要ですが、時間の経過とともに経済的状況等、生活環境の回復に関する支援が必要となります。支援内容や関係課等の変化に対しても継続性を持って支援を行います。

こうした途切れない支援を実現するため、個別事案の支援において、複数の部署が様々な支援を所管している場合、各部署がそれぞれの役割について相互に認識を共有し、連携して対応していく「機関内ワンストップサービス」を実施していきます。

4 連携による支援

犯罪被害者等への支援は、個別の犯罪被害者等の状況等によって必要とする支援は異なります。また、時間の経過とともに必要となる支援内容が変化するため、関係機関との連携が不可欠です。

犯罪被害者等の人権を最大限尊重し、個人情報の取り扱いにも十分に配慮した上で、関係機関と情報共有し連携強化を図りながら支援を行います。

第4章 第2次推進計画の重点項目及び推進施策

1 第2次推進計画の重点項目

第2次推進計画では、基本理念に基づき重点的に取組むべき項目を第1次推進計画に引き続き以下の4項目に設定し、重点項目ごとに推進施策を定めました。

重点項目

1. 犯罪被害者等に対する各種情報の提供(町条例第7条、8条関係)
2. 精神的・経済的支援(町条例第9条～18条関係)
3. 関係機関相互の連携(町条例第19条、20条関係)
4. 理解の増進(町条例第21条関係)

2 重点項目に対する推進施策

重点項目1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供(町条例第7条、8条関係)

(1) 支援についての教示(町条例第7条関係)

【基本方針】

相談者(犯罪被害者等)の状況を的確に把握し、どのような支援があるのか、どこで、どのようにすればその支援を受けられるかをわかりやすく情報提供を行っていきます。

推進施策	内容	担当課
関係機関との連携による情報収集	裾野警察署及び犯罪被害者支援センター等との連携を強化し、常に犯罪被害者の情報を収集することで、犯罪被害者等に対して、適時適切な対応を行います。	行政課 (総合相談センター)
相談内容の充実と対応能力の向上	過去の事例を参考にその問題点等を明確にすることにより、相談内容の充実及び担当者の対応能力の向上を図ります。	行政課 (総合相談センター)
被害者が求めることを的確に把握する	被害者の心情に寄り添い、被害者が求めることを的確に把握し、必要な支援制度や支援機関等の情報を提供します。	行政課 (総合相談センター)

(2) 総合的対応窓口の設置(町条例第8条第1項関係)

【基本方針】

総合相談センターに総合的対応窓口を設置することで、より多くの情報や支援を提供する体制を整え、犯罪被害者等の負担の軽減を図ります。

推進施策	内容	担当課
総合的対応窓口の設置	犯罪被害者等に対して、相談内容に応じた支援ができるよう、総合的対応窓口を総合相談センターに設置し、町が提供する支援の全体をコーディネートします。 また、犯罪被害者等に対して、相談内容に応じた支援を適切に案内できるように、関係各課の役割を明確にするとともに連携強化によるワンストップサービス体制を構築します。	行政課 (総合相談センター)

町の支援制度の案内等	見舞金制度等、町の制度説明のほか、必要に応じて情報収集した関係機関の制度、相談先等について情報提供します。 また、EメールやSNSの活用など相談方法の充実を図ります。 実際に支援を提供する際には、人目につかない個室を利用するとともに複数部署による手続きを要する場合は、各窓口への移動を求めず同一場所に担当者を集めて順次実施します。	行政課 (総合相談センター)
法テラスの支援制度の案内	必要により、法テラスの民事法律扶助制度（経済的に困窮した者が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行うもの）について案内します。	行政課 (総合相談センター)
途切れない支援の強化	犯罪被害者等の意見や事情を踏まえ、関係各課・機関との連携を密にし、犯罪被害者等が二次的被害等を受けないために、また継続的に支援を受けられるよう途切れない支援を一元的に提供します。	行政課 (総合相談センター)

(3) 相談及び情報の提供等(町条例第8条第2項関係)

【基本方針】

犯罪被害者の事情に配慮しながら、必要とする支援制度や関係各課・機関に関する情報を提供します。

推進施策	内容	担当課
多様な価値観等に配慮した相談体制の構築	多様な価値観や性の多様化に配慮した相談体制を構築します。	行政課 福祉保険課
法律相談支援	町で開催している弁護士による無料法律相談を優先的に受けられるように配慮します。	行政課

生活困窮者の自立支援の相談対応	生活困窮者の自立支援に対する相談対応を行います。	福祉保険課
高齢者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、高齢者の生活に不安のある場合の相談対応を行います。	長寿介護課
成年後見制度の相談対応	成年後見制度に関する相談対応を行います。	福祉保険課
障害者差別解消法に関する相談対応	障害者差別解消法に関する障がい者への差別と合理的配慮に対する相談対応を行います。	福祉保険課
障害者虐待の相談対応	犯罪被害者等が障がい者の場合、迅速かつ適切な保護等の相談対応を行います。	福祉保険課
高次脳機能障害に対する相談対応	高次脳機能障害に対する相談支援や関係機関との連絡調整を行います。	福祉保険課
DV相談受付、関係機関との情報共有	DVに関する相談の受付、関係機関との情報共有を行います。	福祉保険課
DV被害者に対する自立支援	被害者のニーズや状況に応じた選択肢が提供できるよう、自立支援の充実を図ります。	福祉保険課
女性に対する関係機関の案内	犯罪被害者等となった女性に対し、犯罪被害で受けた精神的苦痛に関する相談窓口等、関係機関の案内を行います。	行政課
母子父子寡婦福祉貸付金制度の案内	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（静岡県事業）の案内を行います。	こども未来課
犯罪被害者等の子育ての相談対応	犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う、子ども・子育てに関する相談対応を行います。	こども未来課
子ども虐待被害の相談対応	子どもの虐待被害に関する相談対応（被虐待児童への心理的ケア含む）を行います。	こども未来課

スクールカウンセラーの派遣	犯罪被害者となった児童・生徒の在 校する学校にスクールカウンセラー を派遣します。	教育推進課
---------------	---	-------

重点項目 2 精神的・経済的支援(町条例第9条～18条関係)

(1) 付き添い及び申請手続きの補助(町条例第9条関係)

【基本方針】

犯罪被害者等に移動の必要が生じた場合には、その求めに応じて付添いや申請手続きの補助を行うことで、負担軽減を図ります。

推進施策	内容	担当課
移動の付添い	警察、検察庁、裁判所、病院等の 関係機関に移動する際に付添いを行 います。	行政課
各種申請手続きの補 助	行政機関等へ提出する申請書類の 作成などの補助を行います。	行政課

(2) 物品貸与 (町条例第10条関係)

【基本方針】

犯罪被害者等の求めに応じて、必要とされる物品を用意し貸与等すること
で、生活や就業を支援します。

推進施策	内容	担当課
必要な物品等の貸 与	犯罪被害者等の求めに応じて、生 活や就業に必要な物品等を可能な範 囲で貸与します。	行政課
防犯用品の供与	犯罪被害者等の求めに応じて、防 犯ブザー等を供与します。	地域防災課

(3) 見舞金の給付(町条例第11条～13条関係)

【基本方針】

犯罪に起因して発生する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、警
察との連携により、犯罪被害に関する情報収集及び情報提供を行うととも
に犯罪被害者等が死亡または重症等を負った場合には見舞金を支給しま
す。

推進施策	内容	担当課
犯罪被害者の情報収集	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、警察等との連携による情報収集を積極的に行います。	行政課
見舞金の支給・制度内容等の案内	見舞金の支給対象事件に該当する場合は、被害者等に対し速やかに支給手続きを案内します。	行政課
社会情勢に応じた制度の確立	社会情勢の変化に応じてパートナーシップ宣誓に基づく公平な見舞金支給制度等に配慮します。	行政課

(4)生活支援(町条例第14条関係)

【基本方針】

犯罪被害者等が、平穏な生活を取り戻すために必要な支援が、綿密な連携のもと迅速かつ適正に行われるよう犯罪被害者等の置かれた状況に応じて各種制度を活用します。

推進施策	内容	担当課
特殊詐欺対策電話機等設置支援	電話による特殊詐欺被害者の再発防止策として、対策電話機の設置に対する補助を行います。	くらし環境課
生活福祉資金貸付制度等の案内	生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会事業）等の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
生活保護法に基づく生活保護対応	犯罪被害者等の状況によって、生活保護法に基づく生活保護の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
第三者による傷病届出制度の案内	第三者による傷病届出制度の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
療養費・高額療養費支給制度の案内	療養費及び高額療養費の支給制度の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
障害年金制度の案内	障害年金の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
障害者手帳（身体、精神、療育）の取得手続き案内	障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続きを案内します。	福祉保険課

障がい者に対する障がい福祉サービス制度の案内	障がい者に対する障がい福祉サービス制度の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
障がい者に対する医療費助成制度の案内	障がい者に対する医療助成制度(重度障害者(児)医療助成・精神障害者医療費助成)の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
自立支援医療費支給制度の案内	自立支援医療費支給制度(更生医療、育成医療、精神通院医療)の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
納税相談	犯罪被害者等に対する納税相談を行います。	税務課
税の減免・控除の案内	税の減免や控除を受けるための説明と手続き(医療費控除、寡婦控除、住民税、固定資産税等)を案内します。	税務課
国民健康保険税等の減免及び免除の案内	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の説明と手続きを案内します。	福祉保険課 税務課
健康保険証の取得手続きの案内	社会保険を含めた健康保険証の取得について手続きを案内します。	福祉保険課
マイナンバーカード健康保険証利用の制限の案内	DV被害者のマイナンバーカードを用いて加害者等が被害者の医療情報等を閲覧することを防ぐため、情報の閲覧制限、解除等の手続きを案内します。	福祉保険課 住民窓口課
低所得世帯の水道料金助成の案内	低所得世帯の水道料金助成の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
地域活動支援センターの活動内容や利用の案内	在宅の障がい者となった場合、地域活動支援センターの活動内容や利用手続き等を案内します。	福祉保険課
児童手当及び児童扶養手当の案内	児童手当及び児童扶養手当の説明と手続きを案内します。	こども未来課
ひとり親家庭への医療費助成の案内	ひとり親家庭となった場合、医療費助成制度の説明と手続きを案内し	こども未来課

	ます。	
保育園保育料の減免制度の案内	保育園保育料の減免制度の説明と手続きを案内します。	こども未来課
一時預かり支援	被害者等の就学前子どもの一時預かりに関する各種サービスの説明と手続きを案内するとともに、必要に応じた支援を行います。	こども未来課
学習支援	被害者等が扶養する学齢期の就学中の子どもの教育関係について、支援します。	教育推進課 生涯学習課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費制度の案内	要保護及び準要保護児童生徒援助費制度の説明と手続きを案内します。	教育推進課
警察・静岡犯罪被害者支援センターへの情報提供と連携	犯罪被害者等の同意を得た上で、警察や静岡犯罪被害者支援センターに情報提供を行い、支援体制の充実に努めます。	行政課
転入に伴う子どもの支援	予防接種、定期健診等に対する手続きを案内します。	健康増進課
食料支援	社会福祉協議会と連携し、食料等を無料で提供します。	福祉保険課 (社会福祉協議会)
就労準備支援	しずおかジョブステーションやハローワークと連携し、犯罪被害者等の転職又は新たな就職を支援します。	産業振興課
カウンセリング支援	必要に応じて、専門職によるカウンセリングを実施します。	行政課 福祉保険課 健康増進課
ホームヘルプサービス支援	ヘルパー等を派遣して家事、育児、介護、付添い等の生活全般にわたるサービスにかかる費用の一部を助成します。	行政課

(5)一時保護(町条例第15条関係)

【基本方針】

犯罪被害者等が、被害により精神的苦痛を感じ日常生活に著しい支障を生じるときや、加害者が逮捕されず身体に危険を感じているときなどのほか、虐待やDVなどにより、生命、身体に対して危害がおよぶ恐れがある場合には、犯罪被害者等の安全を確保するため、速やかに一時保護を実施します。

推進施策	内容	担当課
被虐待高齢者の一時保護	被虐待高齢者の一時保護を行います。	長寿介護課
被虐待障がい者の一時保護	被虐待障がい者の一時保護を行います。	福祉保険課
DV被害者の一時保護	DV被害者の一時保護を行います。	福祉保険課
被虐待児童の一時保護支援	被虐待児童の児童相談所等への一時保護支援を行います。	こども未来課
学校における虐待発見時の通知	学校における虐待発見時の通知義務を周知徹底します。	教育推進課
関係機関連携による保護対策	警察等の関係機関や関係各課と連携した保護対策を行います。	行政課
二次的被害に対する安全対策	二次的被害等に対する警察及び関係各課と連携した安全対策を行います。	行政課
一時避難支援	一時避難所として町営住宅を案内します。(空室がある場合)	建設計画課
家賃及び転居費用の支援	一時的に町営住宅へ転居する際、その間の家賃及び転居費用を助成(減免)します。	建設計画課

(6)施設入所支援(町条例第16条関係)

【基本方針】

一時保護を行った犯罪被害者等に対して必要と判断した場合には、一時保護した施設そのほか適切な施設への入所支援を行います。

推進施策	内容	担当課
高齢者施設等への入所支援	被虐待高齢者の施設入所支援を行います。	長寿介護課
障がい者施設等への入所支援	被虐待障がい者の施設入所支援を行います。	福祉保険課
児童養護施設等への入所支援	被虐待児童の児童養護施設等への入所支援を行います。	こども未来課

(7) 居住の安定(町条例第17条関係)

【基本方針】

犯罪被害者等の事情に配慮し、自宅の代わりとなる安全で安心な居住環境の確保と入居支援を図ります。

推進施策	内容	担当課
犯罪被害者等に対する町営住宅等の情報提供	犯罪行為により従前の住居に住めなくなり、新たな住居を確保する必要がある場合、町営住宅等の情報提供及び優先的な入居を行います。	建設計画課
犯罪現場のハウスクリーニングの協議	自宅が犯罪行為の現場となった場合、ハウスクリーニングについて警察と協議し、対応を図ります。	行政課

(8) 犯罪被害者等に関する情報の保護(町条例第18条関係)

【基本方針】

犯罪被害者等が、被害の内容などの情報を支援に無関係な者に知られることで、二次被害を受けたり、身体にさらなる危害を加えられたりすることがないように、犯罪被害者等の情報は厳重な管理を徹底します。

推進施策	内容	担当課
DV等被害者に関する住民基本台帳の閲覧制限、各種証明の発行制限	DV、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に対する住民基本台帳の閲覧制限や各種証明(住民票・戸籍附票含む)の発行制限を行います。	住民窓口課 南部地区 センター 税務課

報道対応支援	報道機関からの取材対応等については、裾野警察署及び静岡犯罪被害者支援センターと連携し、必要に応じて弁護士等の意見を諮りながら実施します。	情報戦略室
真相究明活動支援	被害者等が犯罪被害に関する情報提供を公衆に求める際の活動を支援します。	行政課

重点項目3 関係機関相互の連携（町条例第 19、20 条関係）

（１）基本的支援体制の整備（町条例第 19 条関係）

【基本方針】

関係機関及び役場関係部署で構成する「長泉町犯罪被害者等支援推進委員会」を開催し、関係各課が一体となって犯罪被害者等を支援できるよう連携強化を図ります。

推進施策	内容	担当課
長泉町犯罪被害者等支援推進委員会などの開催と連携強化	長泉町犯罪被害者等支援推進委員会などを開催し、関係機関との情報共有や連携強化を図ります。	行政課

（２）関係機関等との連携協力（町条例第 20 条関係）

【基本方針】

裾野警察署、町役場関係課及び民間支援団体等で組織する「犯罪被害者支援連絡協議会」や静岡県などが実施する研修会等に積極的に参画し、職員のスキルアップと参加団体等との連携強化を図ります。また、他自治体職員や関係機関との連携を図り、ネットワークの構築に努めます。

推進施策	内容	担当課
裾野警察署犯罪被害者支援連絡協議会への参画	裾野警察署とは定期的に情報交換を実施するとともに、裾野警察署犯罪被害者支援連絡協議会に出席し連携強化を図ります。	行政課
県内の犯罪被害者等支援実施団体など民間支援組織との連携強化	県内の犯罪被害者等支援実施団体など民間支援組織等に関する情報を収集するとともに、連携強化を図ります。	行政課

研修での他自治体職員との情報交換	研修会等に参加し情報交換等を行うことで、他自治体等とのネットワークを構築します。	行政課
------------------	--	-----

重点項目4 理解の増進（町条例第21条関係）

（1）町民への理解の促進（町条例第21条関係）

【基本方針】

多くの町民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で支援が推進されるよう、犯罪被害者等が置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援などについて、二次被害を含め幅広く広報啓発に努めます。

推進施策	内容	担当課
広報ながいずみやホームページの活用	広報ながいずみやホームページ等を活用した広報に努めます。	行政課
犯罪被害者週間に合わせた広報	犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせた広報を行い、町民への理解を促進します。	行政課
こころの教育推進による理解の促進	こころの教育の推進により、犯罪被害者等に対する理解の促進に努めます。	教育推進課

第5章 進行管理

本計画に基づく支援をより効果的にするため、長泉町犯罪被害者等支援推進委員会において、支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援につなげます。

また、犯罪被害を取り巻く環境の変化を十分に捉えた上で、必要に応じて計画の見直しを図ります。

1 長泉町犯罪被害者等支援推進委員会における情報共有と反映

長泉町犯罪被害者等支援推進委員会において、支援状況等の情報共有を図り、必要に応じて今後の取組に反映します。

2 計画の見直し

犯罪被害を取り巻く環境に対して適切に対応するため、計画期間内であっても、適宜計画の見直しを図ります。



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

第2次長泉町犯罪被害者等支援推進計画

【編集・発行】長泉町 総務部門 行政課
〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地
TEL/055-989-5500 FAX/055-986-5905
<https://www.town.nagaizumi.lg.jp>

